

季節性インフルエンザ予防接種に係る委託契約書

見 本

高知県安芸郡東洋町（以下「甲」という。）と、①（以下「乙」という。）との間において、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるインフルエンザの予防接種に伴う業務（以下「接種業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、接種業務を乙に委託し、乙は、誠意と責任をもってこれにあたるものとする。

（業務内容）

第2条 接種業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）インフルエンザ予防接種
- （2）その他当該予防接種を実施する上で必要とする業務

（接種業務の対象者）

第3条 接種業務の対象者は、東洋町内に住民登録又は外国人登録をしている者で、次の各号いずれかに該当する者とする。

- （1）接種日現在で65歳以上の者
- （2）接種日現在で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

（留意事項）

第4条 前条において、被接種者本人の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいた接種を行うことができない。被接種者本人に予防接種を受ける意志があるが、自署できない場合は、家族等の代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載する。

2 前項の代筆は医療機関等の接種者側関係者による署名は行わないこと。

（委託料等）

第5条 委託料は、対象者一人当たり ②-1 円とし、但し、その者が生活保護を受給している場合の委託料については、対象者一人当たり ②-2 円とする。

2 乙の判断により接種を中止し予防接種期間内に接種できなかった場合の委託料は、対象者一人当たり ②-3 円とする。

（使用ワクチン等の購入）

第6条 ワクチン等は乙において必要量を購入する。

（接種業務の委託料の支払）

第7条 甲は、第5条に定める額により算定した委託料について、乙から予診票及び請求書の送付を受けた後、甲の指定する方法により乙に支払うものとする。

(委託期間)

第8条 委託期間は、令和 ③ 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(事故発生時の処理)

第9条 乙が実施した接種業務により、被接種者に健康被害が生じた場合は、健康被害者に対する救済措置を講じるとともに、乙は、直ちに甲に報告し、甲において必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は、過失のない限り、甲は、乙に対して求償することはできない。但し、その健康被害が乙の故意又は、過失による場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が東洋町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（以下「排除規則」という。）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者に該当するとき、又は排除規則第11条の規定による報告等の義務を履行しなかったとき、契約を解除することができる。

(暴力団等からの不当介入に係る報告等の義務)

第11条 甲は、この契約の履行に関し、排除規則第2条第2項第5項（ウ）に定める暴力団員等から不当要求又は違法行為を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、甲に報告しなければならない。

(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又は、この契約の条項につき疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この契約の締結を証するためこの契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

令和 ④ 年 月 日

甲 委託者 高知県安芸郡東洋町大字生見758番地3

高知県安芸郡東洋町長 長崎 正仁

乙 受託者

⑤

印